

令和５年度北海道生活困窮者支援

民間団体活動助成事業のご案内

新型コロナウイルス感染症や物価高騰等に直面する、生活困窮者の支援ニーズの

増加に対応するため、地域の自立相談支援機関と連携し、町村部にお住いの生活に

困窮する方の支援に取り組む民間団体に対して、活動経費の一部を助成します。

**１　助成対象団体**

※道内に活動拠点をもち、次の要件を全て満たす団体

〇物価高騰等の影響を受け、ニーズの高まりによる事業量の増加が認められること

〇各振興局が設置する自立相談支援機関と連携している、又は今後連携すること

〇生活困窮者支援プラットフォームにて、当該団体の支援が必要と認められること

〇暴力団員と密接な関係を持つ団体でないこと

**２　対象となる取組**

食料等の物資支援や就労支援、住まい、地域づくりなど、

地域の実情に応じた多様な支援の取組（営利目的でないもの）が対象となります。

＜想定される事業や補助対象経費の一例＞

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の例 | 補助対象経費の例 |
| 生活困窮者に食事や日用生活用品等の物資を提供 | 食料などの物品購入費、相談者への送料、配布に必要な人件費、物品保管用の冷蔵庫等の備品購入費　など |
| 生活困窮者にスマートフォンを一定期間無償で貸出 | 貸出に必要な端末の購入費や通信費、支援員の人件費など |
| 就労困難者の中間的就労や就労訓練先として  開拓した協力事業所や支援者とのマッチングの促進 | 支援員の人件費、対象者の送迎に要するガソリン代、活動内容の広告費　など |
| 住まいを失った生活困窮者に対する緊急的・一時的な住まいの提供や見守り支援 | アパートやホテルの借り上げ料、光熱水費、支援員の人件費　など |

**３　対象経費等**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助率 | 補助上限額 |
| 令和５年７月14日から令和６年３月31日までの間に支出された、賃金、報償費、旅費、消耗品、燃料費、食糧費、印刷費、光熱水費、通信運搬費、使用料及び賃借料、備品購入費、その他事業に必要な経費として知事が認めた経費 | １０／１０以内 | ５０万円  ※団体の応募状況に  応じて減額となる  可能性があります。 |

**４　申請方法**

活動している地域の振興局社会福祉課に「事業計画書」を提出してください。

※提出後、振興局社会福祉課または自立相談支援機関からご連絡する場合があります。

提出先：渡島総合振興局保健環境部社会福祉課地域福祉係

電話：０１３８－４７－９５３１

メール：sakuraoka.takehito@pref.hokkaido.lg.jp

提出期限：令和６年(2023年)２月１４日（水）